## 秘密保護法とはのののの

## 国民の知る権利を奪い戦争する国に変える法律

安倍内閣が開催中の臨時国会で 成立をねらう秘密保護法案は、国 民の目・耳・口をふさいで基本的 人権をふみにじり、日本をアメリ カとともに「海外で戦争する国」 につくりかえるものです。



秘密保護法案のおそろしさは、国民から見て「何が秘密かも秘密」になり、自分が接した情報が「特定秘密」かどうかわからないまま処罰されることです。「国民の安全」を最も脅かす \*戦争計画、がつ

くられても、それを知ること ができなくなります。

みなさん、日本の平和と民 主主義を願う世論の力で、秘 密保護法成立をストップさせ ましょう。

法案は「特定秘密」の範囲として①防衛②外交③「特定有害活動」 の防止④「テロリズム」の防止に関する情報を掲げています。

しかし、「秘密の範囲」があいまい。たとえば「防衛」は、自衛 隊の運用、装備、施設などあらゆる事項が対象です。「特定有害活

動」には、核兵器、化学兵器、ロケット(ミサイル)、無人航空機(戦闘機)などの輸出入活動までが、秘密の範囲にされます。

重大なのは、「秘密」を指定するのが「行政機関の長」だということです。首相や外相、防衛相、警察庁長官らの勝手な判断で秘密の範囲をいくらでも広げることができます。

「秘密」にしておく「指定期間」がありますが、期間は5年で何回でも更新・延長が可能。30年を超えても内閣の承認があれば更新可能です。しかも、法案を担当する内閣情報調査室は、文書の廃棄や秘密指定の更新も秘密にすると説明しています。

公務員や民間業者らが情報漏えいをした場合、最高懲役10年 以下で処罰されます。省庁間のやりとりで「特定秘密」を知った 人も5年以下の懲役です。漏えいしなくても(未遂)、うっかり漏 らしても(過失)、処罰されます。懲役10年に執行猶予は付きま せん。

国権の最高機関である国会の調査権も制限しています。

